

参 考 資 料

第 4 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和5年11月28日提出

議番号	件名
101	玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
102	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
103	玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
104	玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
105	玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
106	玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
107	玉名市印鑑条例の一部を改正する条例
108	玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例
109	玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例

議第101号関係

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市長又は玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の機関の欄に掲げる機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市長又は玉名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う<u>番号法別表第2の事務の欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>番号法別表第2の事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>

議第102号関係

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)) (期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>
<p>(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第2条関係)) (期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>

議第103号関係

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)) (給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>
<p>(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)) (給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

議第104号関係

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第1条関係))</p> <p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>
<p>(玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第2条関係))</p> <p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

ては、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

(災害派遣手当等)

第17条の2 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項若しくは大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の

ては、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の100（特定管理職員にあっては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(災害派遣手当等)

第17条の2 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項若しくは大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が住所又は居所を離れて本市の

区域に滞在することを要する場合に支給する。
2・3 略

区域に滞在することを要する場合に支給する。
2・3 略

(改正後)

別表第1 (第3条、第16条関係)

給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

(改正前)

別表第1 (第3条、第16条関係)

給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

定年前任用
再任用
短時間勤務
職員以外の
職員

41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

定年前任用 再短期勤務 間勤職員	125	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000		
		90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300		
		91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600		
		92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800		
		93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000		
		94		294, 900	342, 600				
		95		295, 200	343, 100				
		96		295, 600	343, 500				
		97		295, 800	343, 700				
		98		296, 100	344, 100				
		99		296, 500	344, 500				
		100		296, 900	344, 800				
		101		297, 100	345, 100				
		102		297, 400	345, 500				
		103		297, 800	345, 900				
		104		298, 100	346, 300				
		105		298, 300	346, 800				
		106		298, 600	347, 200				
		107		299, 000	347, 600				
		108		299, 300	348, 000				
		109		299, 500	348, 500				
		110		299, 900	348, 900				
		111		300, 300	349, 200				
		112		300, 600	349, 500				
		113		300, 800	350, 000				
		114		301, 000					
		115		301, 300					
		116		301, 700					
		117		301, 900					
		118		302, 100					
		119		302, 400					
		120		302, 700					
		121		303, 100					
		122		303, 300					
		123		303, 600					
		124		303, 900					
		125		304, 200					
			基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	
			187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800

(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係))

(昇給の基準)

第4条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 略

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した職員に限り規則で定める基準に従い行うものとする。

4～6 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(第17条において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の102.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の68.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい

(昇給の基準)

第4条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 略

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

4～6 略

(期末手当)

第16条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(第17条において「特定管理職員」という。))にあつては、100分の105を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

3～5 略

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

議第106号関係

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p>

額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

第26条の2 略

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

議第107号関係

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 登録者は、第1項及び前項第1号の規定にかかわらず、規則の定めるところにより電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 登録者_____</p> <hr/> <p>_____は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有しているものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して印鑑登</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 登録者は、第1項及び第3項第1号の規定にかかわらず、規則の定めるところにより電子情報処理組織を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 登録者（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けている者に限る。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有しているものをいう。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう_____。）を使用して印鑑登</p>

録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

議第108号関係

玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
学校名	位置	学校名	位置
略	略	略	略
玉名市立大豊小学校	玉名市大浜町2100番地	玉名市立大浜小学校	玉名市大浜町2100番地
		玉名市立豊水小学校	玉名市小野尻373番地
略	略	略	略

（玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部改正（附則第2項関係））

別表（第2条関係）

区分	学校名	使用時間	使用料	
			一般	中学生以下
略	略	略	略	略
小規模 体育館	築山小学校、滑石小学校、 <u>大豊小学校</u> 、八嘉小学校、伊倉小学校、大野小学校、睦合小学校、鍋小学校、玉水小学校及び小天小学校	略	略	略
略	略	略	略	略

備考 略

別表（第2条関係）

区分	学校名	使用時間	使用料	
			一般	中学生以下
略	略	略	略	略
小規模 体育館	築山小学校、滑石小学校、 <u>大浜小学校</u> 、 <u>豊水小学校</u> 、八嘉小学校、伊倉小学校、大野小学校、睦合小学校、鍋小学校、玉水小学校及び小天小学校	略	略	略
略	略	略	略	略

備考 略

議第109号関係

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 この条例は_____、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき本市が設置する公共浄化槽(以下「浄化槽」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例で使用する用語は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)において使用する用語の例による。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、本市が行う浄化槽の適正な設置及び維持管理等の推進並びにこれらに関する費用負担等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき_____必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「浄化槽」とは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって、し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽のうち、し尿及び生活雑排水(以下「汚水」という。)を居住の用に供する建物の各戸ごと(共同住宅にあっては各共同住宅ごと)に処理するものであって、市が設置するものをいう。</p> <p>(2) 「排水設備」とは、汚水を浄化槽に流入し、排出させるために必要な配管その他の工作物で所有者が管理するものをいう。</p> <p>(3) 「併用住宅」とは、居住部分の延べ床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1以上を占める建築物をいう。ただし、居住部分の延べ床面積が当該建築物の延べ床面積の2分の1未満であっても人槽区分が10人槽以下であって、当該建築物について居住部分が主であると市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 「住宅所有者」とは、専用住宅及び併用住宅の所有者並びに建築しようとするものをいう。</p>

(5) 「使用者」とは、この条例に基づき設置された浄化槽に汚水を流入させてこれを使用する者をいう。

(6) 「標準事業」とは、国の定める標準工事費の範囲内において浄化槽を設置する場合に、構造物、樹木、埋設物等支障となるものがない土地に設置することをいう。

2 その他この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、浄化槽法の用語の例による。

(申請及び工事計画)

第5条 排水処理区域内の住宅に係る住宅所有者は、市長に対し、浄化槽の設置（し尿のみを処理する浄化槽の構造を変更して浄化槽とすることを含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、次に該当する場合を除く。

(1) 借地等で土地所有者の承諾が得られない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に補助対象事業として認めない場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画を作成し、当該申請を行った住宅所有者の承認を求めるものとする。

(1) 工事の内容

(2) 工事の時期

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事の遂行に必要な事項

3 申請者は、工事計画に異議があるときは、市長に対し、変更を求めることができる。

4 第2項の規定により、工事計画を承認した住宅所有者は、市長が別に定めるところにより承認書を提出するとともに、当該工事計画に基づく浄化槽の設置について浄化槽設置用地使用貸借契約の締結やその他必要な協力をしなければならない。

(設置完了の通知)

第6条 市長は、浄化槽の設置が完了したときは、住宅所有者に対し、その旨を通知しなければならない。

(_____ 届出)

第5条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める様式により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽の使用を休止し _____、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとき。

(2)・(3) 略

(使用料の徴収)

第6条 略

2 使用料は、使用月(使用料の徴収のため区分された期間をいう。 _____)ごとに納入通知書又は口座振替により徴収するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時これを徴収す

(分担金の徴収)

第7条 市長は、浄化槽の設置を申請した住宅所有者から、地方自治法第224条に規定する分担金を徴収するものとする。

2 前項の分担金の額は、別表第1に定める額とする。

3 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額その他分担金の納付に必要な事項を第1項の住宅所有者に通知しなければならない。

4 分担金は、前項の通知を受けた日から20日以内に納入しなければならない。

5 分担金の納入が期限内になされない場合は、浄化槽の設置工事を実施しないものとする。

(補助対象外経費の負担)

第8条 市長は、浄化槽の設置に係る戸別事業費が標準事業費を超え、補助対象外経費(流入管及び放流管並びに住宅所有者の都合により補強工事等が生じたときにおける経費を含む。)が生じたときは、住宅所有者に対し当該経費を負担させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が市の費用で施工することを適当と認めたものについては、この限りでない。

(使用開始等の届出)

第9条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定める様式により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするとき。

(2)・(3) 略

(使用料の徴収)

第10条 略

2 使用料は、使用月(使用料の徴収のため区分された期間をいう。以下同じ。)ごとに納入通知書又は口座振替により徴収するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時これを徴収す

ることができる。

3・4 略

(使用料の算定方法)

第7条 使用料の額は、別表に定める基本額と人員割額との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 略

3 月の中途において浄化槽の使用を休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

4・5 略

6 使用料の算定に係る世帯の人員は、毎月1日（月の中途において浄化槽の使用を再開した世帯にあつては、使用を再開した日）現在の人員とする。

(督促)

第8条 使用料の納期限までに完納しない者の督促手数料の徴収については、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成17年条例第58号）を準用する。

(減免及び猶予)

第9条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、若しくは免除し、又はその額を減額することができる。

第10条 略

(資料の提出)

第11条 市長は、浄化槽の維持管理等を行うために、住宅所有者及び使用者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

第12条 略

ることができる。

3・4 略

(使用料の算定方法)

第11条 使用料の額は、別表第2に定める基本額と人員割額との合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 略

3 月の中途において浄化槽の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

4・5 略

6 使用料の算定に係る世帯の人員は、毎月1日（月の中途において浄化槽の使用を開始し、又は再開した世帯にあつては、使用を開始し、又は再開した日）現在の人員とする。

(督促)

第12条 分担金及び使用料の納期限までに完納しない者の督促手数料の徴収については、玉名市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成17年条例第58号）を準用する。

(減免及び猶予)

第13条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金及び使用料の徴収を猶予し、若しくは免除し、又はこれらの額を減額することができる。

第14条 略

(資料の提出)

第15条 市長は、浄化槽の設置及び維持管理等を行うために、住宅所有者及び使用者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

第16条 略

第13条 略

(使用義務)

第14条 使用者等は、浄化槽の機能維持に障害となる物質(塩酸、油、布類、劇薬等をいう。)を当該浄化槽に流入させてはならない。

(修繕費用の負担)

第15条 略

2 使用者等の責めに帰すべき事由により、浄化槽の移設又は撤去の必要が生じたときは、使用者等は市長の指示に従い、移設、又は撤去し、その費用を全額負担しなければならない。

3 略

(所有者の地位の継承)

第16条 _____住宅所有者に変更があったときは、新たに所有者になった者が従前の所有者の地位を継承するものとする。

2 前項の規定により _____地位を継承した者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(譲与)

第17条 市長は、浄化槽を設置した年度の翌年度から起算して市長が別に定める期間が経過したときは、使用者等に当該浄化槽を譲与することができる。

第18条 略

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる者には、5万円以下の過料を科する。

第17条 略

(使用義務)

第18条 使用者等は、浄化槽の機能維持に障害となる物質(塩酸、油、布類、劇薬等_____)を当該浄化槽に流入させてはならない。

(修繕費用の負担)

第19条 略

2 使用者等の責めに帰すべき事由により、浄化槽の移設又は撤去の必要が生じたときは、使用者等は市長の指示に従い、移設又は_____撤去し、その費用を全額負担しなければならない。

3 略

(所有者の地位の継承)

第20条 第7条第3項の規定による通知を受けた住宅所有者に変更があったときは、新たに所有者になった者が従前の所有者の地位を継承するものとする。ただし、第7条第2項の規定により定められた額のうち、所有者の変更があった日までに納入すべきものについては、従前の所有者が納入するものとする。

2 前項の規定により第7条第3項の規定による通知を受けた者の地位を継承した者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

第21条 略

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに掲げる者には、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の規定による届出を怠った者
- (2) 第11条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(3) 第13条の規定による保管義務等に違反した者

(4) 第15条の規定による費用負担を怠った者

2 詐欺その他不正の行為により、第6条

 の規定による使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

別表 （第7条 関係） 略

- (1) 第9条の規定による届出を怠った者
- (2) 第15条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

(3) 第5条第1項の規定による申請書、同条第4項の規定による承認書、第15条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請人、届出者又は資料の提出者

(4) 第17条の規定による保管義務等に違反した者

(5) 第19条の規定による費用負担を怠った者

2 詐欺その他不正の行為により、第7条の規定による分担金及び

第10条の規定による使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

別表第1（第7条関係）

分担金

<u>5人槽</u>	<u>7人槽</u>	<u>10人槽</u>
<u>100,000円</u>	<u>110,000円</u>	<u>130,000円</u>

別表第2（第11条関係） 略